

青申だより

新年号

平成 28 年 2 月 16 日発行 VOL. 121

<http://www.onomichi-aoshin.jp>



尾道地区会	☎0848-37-9594 ☎0848-37-9591
因島地区会	☎0845-22-2211 ☎0845-22-6033
世羅郡地区会	☎0847-22-0529 ☎0847-22-3415
御調町地区会	☎0848-76-0282 ☎0848-76-2118
瀬戸田地区会	☎0845-27-2008 ☎0845-27-3518

✪尾道税務署長 木村 宏✪

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会の会員の皆様方には、平成 28 年の新春を健やかに迎えのことに謹んでお喜び申し上げます。

皆様方には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜っておりまして、厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、青色申告の普及や納税道義の高揚のために幅広い事業活動を展開され、特に、会員の皆様の I C T を利用した確定申告書の

作成について、強い指導力を発揮しておられます。このことは、吉光会長をはじめとして、役員、会員の皆様方の御熱意と御尽力の賜物であり、深く敬意を表する次第であります。

まもなく平成 27 年分の所得税、復興特別所得税、消費税及び贈与税の確定申告の時期を迎えることとなり、本年の確定申告では、マイナンバーの記載を要する書類と要しない書類が混在することとなります。そこで、納税者の方々が混乱を来さないよう適切に対応しつつ、引き続き、I C T を利用した申告の推進や適切な申告相談体制の構築に努めてまいります。

その一環として、確定申告会場に、昨年に引き続き「青色申告手続コーナー」を開設し、今年は、そのスペースを更に拡大することとしています。このような取組が、青色申告の更なる普及・発展につながればと考えております。

今後とも会と会員の皆様方が一丸となって積極的な事業活動を展開されますとともに、引き続き税務に対する良き理解者として、税務行政の円滑な運営に御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新年に当たり、一般社団法人納税相談センター尾道青色申告会の益々の御発展と会員の皆様方の事業の御繁栄とともに会員並びに御家族の皆様のお健勝をお祈りいたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

✪会長 吉光 繁文✪

あけましておめでとうございます。皆様には、希望に満ちた新年をお迎えのことにとお慶び申し上げます。平素は、当会の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年の初めに青色申告制度と青色申告会について、おさらいをしてみたいと思います。この制度は昭和 25 年に自主申告・自主納税制度として、アメリカの経済学者シャープ博士の勧告により創設されました。

敗戦後の昭和 24 年、この国の復興のための税制は如何にあるべきか、との視点で国民と会話を交わしながら、国内を約 1 年間精力的に視察して回られた結果考え出されたのが、それまでの税制に比べて革新的な自主申告・自主納税制度でありました。これを親しみやすく色で表したのが青色でありました。青色は、もともと日本人の好む色であり、青い空・青い海・日本晴れなど爽やかで清々しさを連想させます。即ち自分で納得して納める税制＝青色申告制度でした。

国民は、この制度を大歓迎し、この制度をいつまでも護ってゆこうと、全国津々浦々に青色申告協力会が結成され、普及していったのが青色申告会であります。

思えば 65 年前、敗戦によって混乱した我が国の社会の建て直しのため、勧告を受け入れた税制は、65 年の間に幾多の変遷を経て、その姿は大きく変わりましたがその基調とした民主主義と合理主義の精神は、今日においても税制の基盤としてなお生き続けています。

そして、今日の我が国は 1,000 兆円を超える国家財政の債務超過をかかえ、少子高齢化の進展とともに、将来展望は厳しいものがあります。

今こそ、青色申告制度のもと自主申告・納得して自主納税でこの国の再興の一助に国民としての責務を果たしたいものです。『正直者には尊敬の的。悪徳者には畏怖の的』『全ての青申者は尊敬の的』でありますように。

尾道青色申告会は、創立 63 年を迎えました。

これもひとえに、これまで会を支えてくださった先人の方々と、ご理解とご協力を賜っております会員の皆様のお蔭であります。

今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

✪瀬戸田地区会 会長 金本 光乗✪

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことにとお慶び申し上げます。

昨年中は、尾道しまなみ商工会のご支援・ご協力を得ながら、時代の要請に応えるべく、適正納税の推進を図る活動に対しましては会員の皆様のご支援、ご協力を頂き、感謝申し上げます。

事業主会員の高齢廃業化が進んでいる状況ではありますが、地域創生並びにアベノミクスに期待しながら本年も会員の皆様のご支援、ご協力をお願い致します。

最後になりましたが、会員の皆様のご健勝、ご繁栄を念じつつ新年のご挨拶といたします。

✪因島地区会 会長 巻幡 伸一✪

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、健やかに輝かしい新春をお迎えのことに心よりお慶び申し上げます。

また、昨年も当会活動にあたり、会員の皆様の多大なるお力添えを賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

さて、本年よりマイナンバー制度の運用が開始され、様々な場面においてマイナンバーの記載等を求められることが予想されますが、会員の皆様のご負担を少しでも軽減できるよう、青色申告会は更なるサービスの向上を図ってゆくと共に、青色申告優遇制度拡充のための要望活動を引き続き積極的に行って参ります。税務知識の向上及び青色申告制度発展のため共に頑張って参りたいと存じますので、何卒ご協力の程宜しく申し上げます。

✪世羅郡地区会 会長 上野 悟✪

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに輝かしい新春をお迎えのことに心よりお慶び申し上げます。

私は、27 年度より世羅郡地区会会長をさせていただいています。本年もよろしく申し上げます。

昨年は世羅地区に尾道・松江自動車道が開通し、南北への交通の利便性が著しく向上しました。これに伴い、道の駅世羅がオープンし、尾道～松江間の“通過点としての世羅”ではなく、“目的地としての世羅”にするべく、これからも会員の皆様と共に頑張っていく所存であります。

また、昨年末には、世羅高校陸上競技部が全国高等学校駅伝競走大会において男女アベック優勝という偉業を成し遂げました。町民が一体となって支え喜ぶ姿を見ていただいたことで、世羅町を全国にアピールすることができたのではないかと思います。

しかし、現在青申の会員数は減少の一途をたどっていることから、私たちも彼らの頑張りに負けることなく、会員の皆様と共に、会員数の増加、ひいては尾道青申会の発展にご尽力していきたいと考えております。

最後になりましたが、会員の皆様の事業のご繁栄とともに会員並びにご家族のご健勝をお祈りいたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

✪御調地区会 会長 高森 昭✪

新年明けましておめでとうございます。私ども御調地区会は少人数の小さな会ですが、役職員一丸となって、魅力ある会づくりに最大限に努力してまいりたいと思っています。

皆様のご指導、ご支援をどうぞ宜しくお願いいたします。

尾道税務署からのお知らせ

- ★ 申告会場は大変混み合います。
申告書の作成はご自宅で！便利で簡単！国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して郵送で提出！！

～「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

① 税務署に出向く必要なし！ ③ 自動計算機能！

② いつでも利用可能！ ④ 前年データの利用可能！

給与又は公的年金収入の方は、見やすさ、分かりやすさを重視した、専用画面を利用すれば初めてでも簡単に申告書を作成できます。

★ 平成27年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間

所得税及び復興特別所得税	平成28年2月16日(火)から平成28年3月15日(火)まで ※ 還付申告については、平成28年1月1日以後、提出することができます。
消費税及び地方消費税	平成28年3月31日(木)まで

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、2月16日(火)から3月15日(火)ですが、土・日曜日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませので、ご注意ください。なお、申告書は、郵送等又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

★ 申告会場の開設日程

設置期間：平成28年2月16日(火)から平成28年3月15日(火)まで
場所：尾道税務署3階
尾道市古浜町27番18号

相談時間：9時～17時(受付は16時まで)
お問い合わせ先：0848-22-2131(代表)

【ご注意ください】

- 税務署の駐車場は台数に限りがありますので、来場の際には公共交通機関をご利用ください。
- 申告期限間近になると会場内が大変混雑しますので、お早めに申告されることをお勧めします。

★ 出張相談会場の開設日程について

地区	開設日	相談時間	会場名
尾道市因島地域	平成28年2月9日(火)	9時15分～17時 (受付は16時まで)	尾道市因島市民会館
	平成28年2月10日(水)		
尾道市生口島地域	平成28年2月12日(金)	9時15分～17時 (受付は16時まで)	尾道市瀬戸田市民会館

★ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

平成27年分の確定申告書には、個人番号(12桁)の記載は不要です。
確定申告書への個人番号の記載は、平成28年分の確定申告書(一般的に、平成29年1月以降の確定申告期間に提出する確定申告書)から必要となりますのでご注意ください。

なお、平成28年1月以降に申請書・届出書(更正の請求など)を提出する際には、申請書・届出書に個人番号を記載するとともに、申請されるご本人の本人確認書類(番号確認及び身元確認が可能な書類)の提示又は本人確認書類の写しを添付する必要があります。

★ 確定申告に関する一般的なご相談のお問い合わせ先

確定申告テレフォンセンターのご案内

(電話) 0848-22-2131 (税務署の代表番号と同じです。)
※ 音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。
開設期間：平成28年1月18日(月)から3月15日(火)
※ 原則として、土・日曜日、祝日を除きます。
受付時間：8時30分～17時
受付内容：確定申告に関する一般的なご相談・確定申告書等の発送
ホームページでも、税金に関する情報を提供しています。ぜひご覧ください。
～ 国税庁ホームページ「タックスアンサー」 www.nta.go.jp/taxanswer ～

国税に関する社会保障・税番号制度について

マイナンバーは、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続において利用が始まっています。主な税務関係書類への記載時期は、次のとおりです。



申告書等への記載時期

- 申告書等に個人番号・法人番号を記載していただく必要があります。

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書(※)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(平成28年分給与所得の源泉徴収票の場合) 平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

※法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

マイナンバー制度のお問い合わせは

内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178
※ 平日9時30分～22時00分(土日祝日は17時30分まで)

国税に関するマイナンバー制度の最新情報は

国税庁ホームページのトップページ
社会保障・税番号制度<マイナンバー>
あなたにも、マイナンバー。はじまります。 をクリック